

# 阿見町議会会議録

平成26年第3回臨時会

(平成26年11月27日)

阿見町議会

## 平成26年第3回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（11月27日）	3
○出席，欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告	7
・議員派遣報告	12
・議案第90号から議案第91号（上程，説明，質疑，討論，採決）	13
・議案第92号から議案第95号（上程，説明，質疑，討論，採決）	18
・議案第96号から議案第102号（上程，説明，質疑，討論，採決）	24
○閉 会	29

# 第 3 回 臨 時 会

阿見町告示第239号

平成26年第3回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月13日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成26年11月27日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (3) 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (5) 阿見町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- (6) 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- (7) 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- (8) 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (9) 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (10) 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- (11) 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (12) 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (13) 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

第 1 号

[ 11 月 27 日 ]

## 平成26年第3回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年11月27日（第1日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
交通防災課長	建石智久君
障害福祉課長	煙川栄君
上下水道課長	坪田博君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成26年第3回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成26年11月27日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第90号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 議案第91号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 議案第92号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第93号 阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第94号 阿見町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第95号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第96号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第97号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第99号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第100号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第101号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）



午前10時01分開会

○議長（柴原成一君） 定刻になりましたので、ただいまから平成26年第3回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

11番 紙井和美君

12番 浅野栄子君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第90号から議案第102号の13件であります。

次に、監査委員から平成26年8月分から平成26年10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告を行います。

民生教育常任委員会、入札及び契約に関する調査特別委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査の結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。それでは、命によりまして、民生教育常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月31日、土浦市おおつ野4丁目、新協同病院新築現場、及び11月4日から5日の2日間にわたって、福島県大玉村、新潟県聖籠町に現地視察並びに研修を行いました。

新協同病院へは、出席議員は4名と議会事務局より1名、執行部より坪田保健福祉部長の御出席をいただきました。新病院建設構想について、移転新築工事事務所におきまして、藤原名誉院長様、梓設計、鹿島建設を初めとする関係者及び事務局に御出席をいただき、1時間半にわたり概要を説明をいただき、活発な質疑応答があり、その後、現地視察を行いました。

敷地は東京ドーム4個半、建物は病院本館棟地上10階、放射線治療棟、エネルギーセンター棟から成り、平成27年10月31日完成予定。また、平成28年3月1日開設予定ということになります。

新病院は病床数800床、診療科も5科増え33科、オペ室も10室から18室に増え、ハイブリット手術室など全国有数のオペ室も持ちます。また、がんセンターの中に緩和ケア20室を新たに作り、健診センターにはペットCT、全身を一度で画像検査できるものを入れ、最先端のがん検診ができるということになります。駐車場には1,500台、幅3メートルとゆったりとした駐車場ができるということになります。また、365日24時間対応で、当直医は最低でも10人おり、緊急受け入れを断らないとしています。診療ブースは約100ブース、待ち時間も短縮され、医者は200人から230人、看護師が700人から800人、職員数は1,300人から1,500人に増え、土浦駅からシャトルバスも検討中ということになります。お客様サポートセンターやコンビニ、カフェ、レストラン、文化ホールも新設されるとの御説明がありました。

救命救急，災害，がん，総合周産期母子医療，小児緊急の拠点病院として，現在の病院より診療内容，診療環境，設備機器が格段に充実することがわかり，今後，阿見町におきまして地域医療を重視していく上で，連携の強化が図られるものと考えますが，大変充実した研修でありました。

また，次に，子育て，教育について，2日間，大玉村と聖籠町に，出席議員は4名と議会事務局より1名，執行部より竿留教育次長の御出席をいただき，研修視察を行いました。

1日目，日本で最も美しい村という大玉村の役場におきまして，押山村長，佐藤議長を初めとする関係職員の皆様に御出席をいただき，事前に提出した質問事項2点についての回答がありました。

まず1点目，公的支援とサービスはどのようなことをしているのかについては，子育て支援医療費助成事業で，18歳まで一部負担金を助成。また，すこやか祝い金支給事業，第3子以降の出生時に30万円を支給。保育所保育料軽減事業，18歳未満の子供2人以上を養育する場合，2人目以降の保育料を徴収しない。また，放課後児童クラブ保育料軽減事業，18歳未満の子供3人目以降の保育料を徴収しない。また，障害児童支援金支給事業ということで，支援事業扶養手当支給権者が6歳，12歳，18歳年度に5万，5万，10万円を支給するなど，さまざまな支援制度の御説明をいただきました。

また，2点目，子供を減らさないための施策と助成については，数値的データの御説明もあり，人口，世帯数が微増しているとの回答があり，子供への手厚い施策・支援の成果であると感じることができました。

また，特徴ある教育のある取り組み3点にわたって御説明をいただきました。

1点目，幼小中一貫教育の推進。村内5校園を大玉学園と呼び，学校の往来，合同行事を実施。

2点目，コミュニティスクールの推進。大玉学園をコミュニティスクールに指定し，学校運営協議会を持ち，よさを共有し教育フォーラムを開催。

3点目，学校の応援団として学校支援地域本部を設置し，外部コーディネータを置き，学校へのボランティアシステムを定着させており，1小学校60名程度の登録がある。

学校，教育委員会，保護者，地域住民が学校支援の枠組みを整えて運営している状況についても，大変に参考となる研修となりました。

続きまして，2日目，聖籠町におきましては，須貝議長，伊藤教育長，瀬高子供教育課長を初めとする関係職員の皆様に御出席をいただき，研修をしていただき，その後，山倉小学校，聖籠中学校へ現地視察を行いました。

聖籠町では，子どもに関する業務の大部分を子ども教育課で一元化し，学校支援係，子ども

子育て支援係で業務を担当しており、その事業内容についての概要説明と、また、未来を担う子どもの発達段階に応じて、家庭、学校、地域、事業者など社会全体で役割を明確にし、そして果たしていく、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めていくために、子ども条例が制定されており、詳しく御説明をいただきました。

検討委員会等をつくり、阿見町におきましても、窓口の一本化や条例制定を検討し、切れ目のない子ども・子育て支援及び支援策を強化し、定住化促進をも図っていくことが重要であることを強く感じました。

また、視察しました聖籠中学校は、教科センター方式をとり、教科ごとに専用の教室を設け、生徒が移動して授業を受ける。また、山倉小学校とともに、空間を重視したテラスや全学年が入れるカフェテリアがあり、ランチルームが設けられており、ここは昼食時の利用だけでなく、町民との交流の場として利用できるようになっております。

小さいながらも人口増を続けている町であり、新小学校建設に当たり、大変に参考になりました。質疑応答も活発に行われ、充実した研修を終了いたしました。

最後に、視察研修を受け入れていただきました土浦協同病院新築工事事務局、大玉村、聖籠町の関係職員の方々に心から感謝を申し上げまして、民生教育常任委員会の視察研修の御報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、入札及び契約に関する調査特別委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔入札及び契約に関する調査特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○入札及び契約に関する調査特別委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、命によりまして、入札及び契約に関する調査特別委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月29日、水曜日、委員5名、執行部2名、議会事務局2名の参加で、電子入札について、つくば市議会及び土浦市議会へ視察研修してまいりました。

電子入札について質問事項を事前に提出していたため、その質問内容を中心に、懇切丁寧に御説明いただきました。

つくば市では、まず、一般競争入札について、（1）適用範囲、発注金額、工種等についての質問に關してであります。現在、入札に關しては全て一般競争で行っているとのこと。業者の点数によるランクや市内に本店を有するかなどによって区分を設けておりますとのことでした。

また、全ての入札を一般競争とした時期につきましては、最初は建設工事から始め、次に、測量・コンサル、その後、物品・役務関係と徐々に対象を広げ、昨年の5月ごろに全てを一般競争で行う形にしたとのことでした。

次に、一般競争入札の実施方法につきましては、基本的には電子入札で行っているとのこと  
です。中小の会社では、対応が難しいのではないかという懸念もあったそうですが、順番を踏  
んでいけば電子入札はできますので、基本的にそれをやっってくださいという形で広めていると  
のことでした。

続いて、指名競争入札についてという質問を事前に出させていただきましたが、昨年の4月  
を最後に、現在は一切行っていないとのことでした。

さらに、電子入札の導入について、導入時期という質問に関しては、平成16年、つくば市独  
自のシステムにより開始され、平成19年10月からは、県との共同利用に移行したそうです。

(2) 年間実施件数については、契約検査課扱いの平成25年度の電子入札の年間実施件数は、  
工事は310件、建設・コンサルでは168件数で、合計478件で、全てが電子入札。物品・役務で  
は151件中25件。全体で929件中503件を電子入札で行いました。今年度に関しては、9月末現  
在で、工事198件及び建設・コンサル関係119件は全て電子入札、その他に関しては164件中98  
件ということで、合計481件中415件が電子入札で行われたそうです。

次に、電子入札のメリット・デメリットについては、例えば郵便の場合、最初に参加表明を  
郵便でもらい、その業者に対して、いつまでに郵便で入札してくださいと通知を出す、参加  
表明があるが入札がされていない、または参加表明がないが入札がされているなど管理が複雑  
になるが、電子入札の場合はそういうことはなくなり、特に一般競争入札では大きなメリット  
になります。また、年間約1,000件の入札があるため、月70から80件の案件について仕分けを  
行うことは非常に手間がかかる作業だが、電子入札ではその作業が必要ないということで、そ  
ういった点もメリットになるとのことです。

デメリットにつきましては、業者側の観点ではありますが、簡単に入札できるがゆえに間違  
いやすいということがあるのではないかというお話をされていました。1回入れてしまった後  
で確認のしようがないということがあるそうです。

続きまして、(4) 前の入札と比べてどこが変わったかについては、郵便入札の場合、封筒  
に入れてきたものをその場で開封することや、金額を、例えば10件、20件の紙を照らして、ど  
れが一番安い、どれが失格かを判断する作業に手間がかかるが、電子入札では、金額順に表  
示され、失格の最低制限の数字より下のものはバツ印が表示されるなど、非常に効率的と  
のことです。

(5) 番目、電子入札を行うことで透明性や公平性はどのように保たれているかという質問  
については、業者はもちろん一般市民の方も全て告示文を確認したり、設計内容を確認したり  
できるため、現在、市ではどういう案件を発注しているか、どういう工事をやろうとしている  
かというのがわかります。また、阿見町も同様となりますが、告示の方法としてインターネッ

トを使うために、近隣の業者だけが確認するといったことがないとのことです。

次に、土浦市では、初めに、一般競争入札について、（１）適用範囲（発注金額、工種等についてという質問に関しては、税込み130万円を超える工事、税込み50万円を超える測量・建設コンサルタント業務委託について、平成16年から全て一般競争入札で実施しているとのことです。

（２）実施方法については、一般競争入札の案件全てにおいて電子入札を実施しているとのことです。

次に、指名競争入札について、（１）適用範囲についての質問については、通常は一般競争入札を基本として実施しているが、全て税込みで130万円を超える印刷・製本、80万円を超える物品売買、40万円を超える賃貸借、測量・建設コンサルタント業務委託以外の50万円を超える業務委託については、指名競争入札について実施しているとのことでした。

続きまして、電子入札の導入について、まず、導入時期については、平成17年10月から導入されました。

次に、年間の実施件数は、平成25年度においては、工事が178件、建設コンサルタント等の委託業務が79件、合計257件で、全て一般競争入札で実施しているとのことでした。

続きまして、（３）導入のメリットとしては、郵便入札からの切り替えにより、事務の効率が図られた点が一番のメリットというお話でした。

それに対し、デメリットとしては、費用として共同の電子システムの利用料が、平成26年度は300万円ほどかかっていること。また、5年に1度ほど共同利用システムのバージョンアップが必要だそうです。平成28年にバージョンアップを予定しています。6,000万円程度かかるため、それを共同利用している22市町村で割ると、約300万円弱のバージョンアップ料がかかってしまうこと。さらに、入札告示や契約事務手続については、土浦市独自に開発した別のシステムを使用しているため、二度手間となっているとのことでした。

（４）前の入札と比べてどこが変わったかという質問に関しては、郵便不着によるトラブルが減ったとのことでした。

（５）電子入札を行うことで透明性や公平性はどのように保たれているかという質問に関して、電子入札システム上、応札者が他の業者の応札状況を把握することができないことによって、透明性が確保されているとのこと。また、発注者側の条件を満たす業者であれば、誰でも応札することができるということから、公平性の確保につながっていくと思うとのことでした。

最後に、つくば市の河田議会事務局次長、西田契約検査課主任参事兼課長、石塚契約検査課課長補佐、荒澤契約検査課契約管理係長、土浦市の内田議長、齊藤管財課長、渡辺管財課副参事、鈴木議会事務局主査を初めとする関係職員の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席

をいただき、御説明いただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

以上、入札及び契約に関する調査特別委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で、常任委員会並びに特別委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### 議員派遣報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

副議長紙井和美君、登壇願います。

〔副議長紙井和美君登壇〕

○副議長（紙井和美君） それでは、命によりまして、議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月11日、美浦村中央公民館大ホールにおいて、平成26年度県南町村議会議員大会が開催されました。これは県南地区の議員の情報交換と資質の向上及び研さんを目的とするものです。阿見町からは議長を初め議員10名、執行部6名、議会事務局からは3名、そして来賓として天田町長が出席されました。

まず、大会宣言の後、決議が採択されましたので、読み上げさせていただきます。

1つ、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する。

1つ、道州制導入阻止と分権型社会の実現を期する。

1つ、町村財政の強化を期する。

1つ、議会の機能の強化を期する。

1つ、農林水産業振興対策の強化を期する。

1つ、中小企業振興対策の強化を期する。

1つ、環境保全対策の推進を期する。

1つ、情報化施策の推進を期する。

1つ、地域保健医療向上及び医療保険制度の改善を期する。

1つ、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する。

1つ、教育・文化の振興を期する。

1つ、交通及び生活環境の整備促進を期する。

1つ、消防体制の強化を期する。

以上13項目の決議を採択し、平成26年度県南町村議会議員大会を閉会いたしました。

続きまして、「地域づくりを考える」をテーマに、民俗研究家の結城登美雄氏の講演がありました。

結城氏は、15年にわたり東北の農山漁村をフィールドワークしながら、住民を主体にした地

域づくりの主砲である地元学を提唱。出版界、演劇界、学者、研究者、建築家などとネットワークしながら、宮城県内及び東北各地で地域おこしの活動を紹介。宮城食育のアドバイザーや鳴子の米プロジェクトのプロデュース、宮城県加美町の食の文化祭、NHK東北ふるさとショーや、芸術部門で文部科学大臣賞ほか表彰や執筆などがあります。

氏は、現代における少子高齢化、貧困格差、無縁社会、単独世帯、雇用問題を通して、個人とは、家族とは、地域社会とはについて、年表やグラフ、アンケートなど綿密な調査のもと、今やるべきことは何かを訴えられました。

そして、人間らしく暮らしていくための条件として7つを上げ、それについて1つ1つの成功例を紹介いたしました。

まず1つ目は、よい自然風土があること。

2つ目は、よい仕事の間があること。

3つ目は、よい居住環境があること。

4つ目は、よい文化があること。

5つ目は、よい仲間がいること。

6つ目は、よい学びの間があること。

そして7つ目は、よい行政があること。

この7つの条件は、個人個人の資質を活かし、自分の住んでいる地域を再確認し、一人ひとりが手を取り合って自分の力のために使っていく、そんな小さなことが結集することにより、心が充実して孤独を感じるものがなく、本当に生きていく上で大切なことは何かを発見することになると、成功しているどの地域の人も証言しています。

我が阿見町にも、そのようなよきネットワークが広がり、地域力が促進されればという思いにさせられた、非常にすばらしいヒントをいただいた講演でありました。

以上、議員派遣報告を終了いたします。

○議長（柴原成一君） 以上で、議員派遣報告を終わります。

---

議案第90号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

議案第91号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第90号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、議案第91号、専決処分の承認を求めることについて



(損害賠償の額を定めることについて) , 以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 全員協議会に引き続きまして, 議員各位御苦労様です。

初めに, 去る9月27日に発生した御嶽山の噴火災害により, 多数の方々が亡くなりました。謹んで御冥福をお祈り申し上げるとともに, 被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また, 11月22日に発生した長野県北部の最大震度6弱の地震では, 建物の全半壊が相次ぎ, 多数の方々が負傷されました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに, 1日も早い復興をお祈り申し上げます。

また, 現在, 阿蘇山においては, 非常に噴火等の問題があります。これも沈静化することをお祈りしたいです。

それでは, 議案第90号及び議案第91号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて, 提案理由を申し上げます。

議案第90号について申し上げます。

本案は, 平成26年9月29日午前10時30分ごろ, 町の臨時職員が防犯灯電柱へ防犯灯管理番号プレートを設置する際, 蜂に襲われそうになり, 慌ててはしごからおりようとして, 相手方住居のブロック塀に手をかけ, 寄りかかったため, ブロック塀のかさ木部分を落下させ破損する損害を与えたので, 地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め, 同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので, 同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

次に, 議案第91号について申し上げます。

本案は, 平成26年9月22日午前11時40分ごろ, 総合保健福祉会館東側玄関の排水溝において, U字溝の蓋とグレーチングの間にすき間があり, その上部に車両が停車した際, グレーチングがはね上がり, 車両の左側部分に接触し破損する損害を与えたので, 地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め, 同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので, 同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上, 提案理由を申し上げましたが, 慎重審議の上, 承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(柴原成一君) 以上で, 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は、議案第91号、専決処分第12号について質問をいたします。

側溝とグレーチングの間にすき間があいていたため、それが原因で車体を破損したと、こういうことなんですけれども、阿見町ではですね、道路とかですね、そういう施設関係、これは総合保健福祉会館の職員、シルバー人材センターの職員あるいは関係者、これがですね、相当出入りをしているのではないかなと思うんですね。そうしますと、そういったですね、つまり危ないというようなところについてですね、これまで、その情報提供というのかな、ここは危ないと、こういう情報は一切なかったんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。総合保健福祉会館につきましては、障害福祉課が会館の管理を行っております。それで、会館の修繕等をですね、交渉とかですね、また修繕箇所があった場合は、点検をしながら、毎年、修繕修理をしているところです。ただ、この通路部分のグレーチングとのすき間に関しましては、ちょっと気がつきませんで、こういったことになってしまったということでございます。

グレーチングがある側溝につきましては、最初の設置のときには、きちんとすき間のないように、工事は施工されていると思うんですけれども、長い間たちまして、暑さ寒さ等を経ますと、やっぱり鉄のものですので、多少の伸び縮みの中で、すき間が出てしまったということでございます。その点につきましては、ちょっと気づかなかったということでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これがいい悪いということではないんですけども、掃除をします、掃除をね。今、施設の内外ともにね、職員は清掃をしません。全部外注に出してね、その業者の方々がですね、掃除をしていただいています。暑い中ね、本当に大変だなと思いますけれども、本庁舎もそうなんですけれども、ここも出先機関。それで、例えば、本来は処分しなければならぬ破損した自転車が置き捨てにされているとか、これ本当にね、1年ぐらいそのままになっている例がありますよ。これね、職員は本当に施設の、特にこれは管理職の方だと思いますけれども、施設の内外、これをね、やっぱり見回らないとまずいです。これね、掃除をしてればね、気がつく部分があると思うんですよ。だから、今後はね、掃除をされる業者の方々とですね、よく連絡を密にさせていただいて、ここが危ないかどうかという判断そのものはね、なかなかできないかもしれないけれども、気がついたところについては、単にね、清掃だけではなくて、施設内外のですね、危険箇所であるとか、ちょっと不安なところとか、そういうものについては積極的にね、情報を上げてもらおうと、こういう体制をとるべきであると思いますけど、どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。海野議員おっしゃるとおりに、よく委託業者に指示をいたしまして、点検してもらおうようにしますとともに、我々も日ごろよく意識をしてですね、危険箇所ないかどうかということは見ていきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ぜひね、そういう形にさせていただきたいと思えます。私たち議員もね、町内を歩いておりますので、さまざまなね、道路の舗装がですね、剥げてですね、ちょっとくぼみになっているとかそういうところも含めて情報提供しますので、その節には対応をよろしくお願ひしたいと思えます。

それと、もう一言申し上げればですね、阿見町とですね、幾つかの事業者がですね、道路の情報とかいろんなことに関してですね、協定を結んでいると思うんですね。本当にこの協定を結んでいる、その実効性がね、上がっているのかどうか。これもう一度ね、協定結んで、協定結びました、協定結びましたって、たくさん協定を結ぶんですよ。しかし、生協ともやる、郵便局ともやると、いろんな形でね、道路の情報提供だけじゃなくてね、いろんな協定を結ぶと思えますが、その協定の実効性をもう一度確認をしていただいて、直接的にはね、これは総合保健福祉会館の職員がですね、もうちょっと内外、しっかりと見てもらうと、そういう形でやっていただきたいと、これは希望を申し上げて終わりにしたいと思えます。以上です。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 私も、今の91号ですか、専決処分12号、これですね、走行中の車両が側溝の上に停車した際と。それで、側溝とグレーチングの間にすき間があいていたため、車両の重みで側溝の蓋が持ち上がったというんですが、そういうことって、ちょっと自然的には考えられないんですが、部長、現場に見てね、その状況なんか確認したんですか、どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この事故があった後ですけども、現場を見ました。見て、担当のほうから説明を聞きました。それで、今後の対処の方法もそのときに相談しまして、その後、蓋を入れ替えて、すき間をなくしたところも、その後に確認をいたしました。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 先ほどの答弁ですと、長い間にすき間があいちゃったというんですが、これ乗用車でしょ、車。それが乗ったぐらいで側溝が持ち上がったりなんかするんですかね、これ。いやいや、町長に聞いてるんじゃないの。町長は、質問に対してさ、答えてくれっちゅうときは答えないでさ、余計なとき答える……。これね、普通の人はいくら読んだらね、こ

れはちょっと不思議だなと思うんですよ。で、現状をね、把握して、現状を確認して説明を聞いたというんですが、どんな説明を聞いたんですか、すいませんが、そのときの。部長、行ったんでしょ。行って説明を聞いて、その対策をしたんでしょ。そのときの業者さんの説明、その事故現場のほうの説明なんでしょうけど、それ、説明で納得したんでしょから、その納得した説明というのは、どんな説明だったんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 町の担当の職員から話を聞いたということですので、その場に、事故の当日は、私行けませんでしたので、職員から後から説明を聞いたということです。

見た感じはですね、通常は、はね上がることは、ちょっと考えられないとは思ったんですけども、やっぱり何かのはずみ——営業の方でしたので、やはりそう言ったのかもしれないけれども、現場は詳しくわかりませんので、何とも言えないんですけども、ただ、通常、車で通行しただけでは、簡単にははね上がらないと思うんですけども、そういったすき間があいていたとこの、何かのはずみでですね、やはりすき間があいていたためにはね上がる可能性は、当然ありますので、そういったことで判断をいたしました。

それで、総合保健福祉会館は、周辺、こういった側溝がありますので、そちらのほうの点検もそのとき指示したところでございます。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 部長言うようにね、通常は、走行している車が停車したぐらいではね、側溝がはね上がるというようなのは、そういう側溝をつけたとすれば、これは欠陥商品だよね、はっきり言えばね。それをやった工事業者としてもね、納得がいかないでしょうよ、恐らくね。ですから、こういうね、部長が聞いて、通常は考えられないというような事態が発生した場合にはね、そこで納得しちゃうんじゃなくてですね、やはり、もう一つね、踏み込んだ調査といいますかね、再発防止のためにも、いかなる問題が出るかわかんないですから、こういうものが出てきているんですからね、考えられないことが実際に出てきているんですからね、そういうときには、もう一度ですね、深く踏み込んでですね、調査するなり、きちんとした報告をですね——これ報告書見ても、恐らく納得しない人もいますよ。ですから、きちんとした報告ができるようなですね、体制を今後とってほしいというふうに思います。これ要望です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 前もって2人の方が質問したので、あえて私が質問することはないかと思うんですが、走行中の車両が側溝の上に——専決処分第12号ね、走行中の車両が蓋の上

に停車をした。歩いていてぶつかったんじゃないんだよね。1回停車したんだよね。停車した際、側溝とグレーチングの間にすき間があいていて。これは、もう行ってとまってからなんですから、それで25万円というのは、相当重症なわけですが、やはりこれは、吉田議員も言われたように、確認をする必要があると、私はそう思いまして、今後は十分確認をして、これどこの修理屋さんがやったんだか知りませんが、あと、保険屋さんが見たのかもしれないけども、こちらにもやはりそういう知識を持って、十分な調査をしてから判断を下していただきたいと、このように要望いたしまして終わります。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第91号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第90号から議案第91号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって議案第90号から議案第91号については、原案どおり承認することに決しました。

---

議案第92号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第93号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第94号 阿見町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第95号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第92号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第93号、阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第94号、阿見町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第95号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第92号から議案第95号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第92号の、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取り扱いが、去る10月7日に政府で閣議決定され、第187回臨時国会で可決成立したことに伴い、当町におきましても、国に準じ、給与条例の改正について提案をするものであります。

この条例改正の内容は、給料月額の変定、通勤手当の支給額の変定、勤勉手当の支給月数の改定であります。

まず、一般職の職員の給料月額の変定であります。世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた引き上げであり、国ベースで平均0.3%の引き上げとなります。

次に、通勤手当であります。民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げるものであります。

さらに、勤勉手当の支給月数の改定であります。12月の勤勉手当を0.15月分引き上げるものであります。

続いて、議案第93号、阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第94号、阿見町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第95号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与条例改正に準じ、町長及び教育長の期末手当、任期付職員の給料及び期末手当についての改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 92号から95号をね、一括して質問しますので、該当するところで答弁をお願いしたいと思います。

1つはね、確認をさせていただきたいんですけども、通勤手当、これについてもですね、引き上げになっているんですけども、これも国の人事院勧告に準じた改定ということになりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） はい、お答えします。国の人事院勧告に基づいた勧告と同様の改定でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今、部長も手を挙げてましたよね。そうですか、わかりました。

それでね、国の人事院勧告によれば、やっぱり民間のね、支給状況と合わせてということで今回の改定があつて、勤勉手当についてはね、東日本大震災とか、そういうことも含めた抑制をなくしたということで、もとに戻ったような形でね、非常によかったなあとは思っているんですけども、通勤手当がですね、いや、最初は私はね、5%から8%に引き上がったんで、つまり通常はガソリン相当みたいな形になるのでね、その部分が引き上がったのかなあと思っていたら、大分ね、区分によってね、大きな差があるというか、4,100円から4,200円だというと100円ですから、これは0.25%、いやごめんなさい、そんなもんかな。10%で400円だから2.5%か、なんですけれども、上に行くとな、相当金額がかさむんですけども、この金額がね、相当パーセンテージからすると上が厚いというのは、どういう理由があるんですか。わかります、言ってること。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。この通勤手当につきましては、御承知のように、交通用具、利用者にかかる通勤手当ということで、民間の支給状況等を踏まえて、通勤距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げるという勧告がされてございます。

これは民間等の支給の状況を踏まえてということでございますので、当然、距離が長くなればそれだけガソリン代等とかもかかってくると思いますので、あくまでも、これは民間のと比較した場合を踏まえて、それに準じて官民格差をなくすということで、距離ごとにですね、改定をしたものというふうに理解してございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） はい、わかりました。

そしたら、次にですね、任期付職員の関係なんですけれども、1号、2号、3号級と3つの

段階があつてですね、現在ですね、どこの部署に、どのような職務で、何号級でですね、何人該当者がいるのかを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。現在ですね、阿見町には任期付職員は採用してございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あ、そうですね。どなたか該当者がいるのかなあと思ったら……。

そうすると、一般職なので、任期付も同じように改定をしておいたと、こういうことで理解しましたけれども、今後ですね、特定任期付職員の制度を導入してから——もう今年度初めに導入したのでしたっけ、たつんですけれども、制度だけつくって、そのままという形になるんですか。該当者がいないんですか、それとも、もともと制度だけつくってこうということだったんでしょうか、どちらなんですか、これ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 基本的には、そういう制度をつくっておいて、例えば技術職とかですね、そういう方を採用する場合に、任期付というようなことで採用すれば、かなり即戦力といえますか、そういう形で働いていただけるというようなことで、こういう制度、条例をつくっておくということで、現在、そういう職種がないというようなことで、採用には至ってないという。今後、そういう状況になりましたら、採用していきたいというふうに考えております。

○5番（海野隆君） はい、わかりました。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 先ほどのですね、通勤手当の件なんですけど、これ見ますとね、4,100円の5キロから10キロ未満と、ずっと下に目を落としていきますと、55キロから60キロ未満ということで、60キロ以上という形なんですよね。それを見ますと、自動車等の使用距離——括弧、片道なんですけど、これは阿見町の職員でね、60キロ以上、車を走らせて一生懸命頑張っている職員というのは何人ぐらいいるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） どうも、すいませんでした。60キロメートル以上は、現在、対象職員はおりません。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） そうしますとね、今一番長い距離、頑張っている職員は、何キロぐらいのところから来ているんですか。何名ぐらいいるんでしょうか。



○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 今回、この表にあるですね、対象者の総数でいきますと、5キロ以上からということになりますけれども、全体で140名の者が該当してございまして、総額で約80万円ぐらいの増ということになりますけれども、長い距離がですね、50キロメートル以上55キロメートル未満が1名、それから、55キロから60キロ未満が1名。長い距離ですと、その2名ということになります。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 阿見町に照らし合わせますと、60キロメートル以上という方がいないのであればね、これ60キロ未満の方が1人いるんで、ここでとめてですね、おいてもいいんじゃないかと思うんですが、これはこういうことはできないんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 基本的には、人事院勧告——国の給料表と同じ、に準じた形で改正をしております。また、現在はおりませんが、また、こういう60キロ以上の対象の職員が採用になる可能性もなきにしもあらずということでございますので、あくまでも、国に準じた形での改正ということで、今回改正をしております。

○議長（柴原成一君） ほかに質問は。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 先ほど、町長のほうの話で、若年層に厚くということで、それは非常にいいことだとは思いますが、先ほど全協でいただいた資料なんかを見ると、給与部分では470万円とかもあって、勤勉手当の中で1,820万の増というふうに書いてあるんですけども、阿見町における勤勉手当、その内容をちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 勤勉手当の内容と申しますか、額と申しますか、率なんですけれども、現在、国に準じた形で、現行ではですね、期末手当と勤勉手当を合わせると、現行で3.95月でございまして、今回の改正でプラス0.15月ということで、合計で4.1月になるわけなんですけれども、まず、一般職員の勤勉手当の率でございしますが、6月が0.675月でございまして、12月が、やはり同様に現行0.675月でございしますが、今回の条例改正で、この12月分につきましては、プラス0.15月分ということで0.825月ということになります。

それから、7級以上の特定幹部職員になりますと、6月の支給割合が0.875月、12月も、現行では0.875月でございしますが、こちらも12月の支給分についてプラス0.15月ということで、改正後は1.025月ということになります。

いずれも、期末手当、勤勉手当合わせると、現行の3.95月から4.1月にプラス0.15月分の増

ということになります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私が今聞いたのはですね、その勤勉手当のその月数じゃなくて、阿見町において勤勉手当の中身ですか、そういった内容——パーセンテージじゃなくて、中身をちょっと聞いたんですけども、それをお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。これは、どういう人に勤勉手当を支給するかというような趣旨でございますでしょうか。そうすれば、職員に対してですね、人事評価を町では実施しているところでございます。その人事評価の評価に基づいて、勤務態度が良好であるというような者に対して勤勉手当を支給するというような趣旨でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうだと思うんですけども、先ほどのね、中で、給与に関しては、若手を、若年層を重視してという形だったんですけども、考え方の問題かもしれませんけども、勤勉手当の中でも、やはり今かなり生活が苦しんでいると言っちゃあ失礼かもしれませんが、若年層のほうに厚くするような考えは、町としてありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町の給与表、給与の改定につきましては、基本的には国の人事院勧告の制度に基づいて改正していくというようなことでございますので、国が今の社会情勢、経済情勢を反映して、こういう勧告をされているということを町も尊重して、そういう給与の改正をしていくというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第92号から95号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

ただいま、14番吉田憲市君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名で

す。

これより採決いたします。

議案第92号から議案第95号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号については、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は11時20分からといたします。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時20分

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議案第96号	平成26年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第97号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第98号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第99号	平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第100号	平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第101号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第102号	平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第96号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第97号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第98号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第99号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第100号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第101号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第102号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第96号から第102号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に準じた給与条例の改正に伴い、職員給与関係経費等を補正するほか、

一般会計補正予算において、衆議院議員総選挙に係る経費を補正するものであります。

まず、議案第96号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に599万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ154億7,944万8,000円とするものであります。

その内容としましては、衆議院議員総選挙に係る経費について、歳入で、同選挙費に対する県委託金、歳出で、同選挙事業関係経費を新規計上するほか、職員給与関係経費及び一般会計で措置する特別会計への職員給与関係経費相当額の繰入金を補正するもので、その財源調整のために、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

議案第97号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から167万1,000円を減額、歳入歳出それぞれ53億255万9,000円とするものです。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第98号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に43万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億2,071万6,000円とするものです。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するもので、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

議案第99号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から11万9,000円を減額、歳入歳出それぞれ1億6,818万5,000円とするものです。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第100号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に19万1,000円を追加、歳入歳出それぞれ26億9,366万9,000円とするものです。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するもので、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第101号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に22万8,000円を追加、歳入歳出それぞれ7億1,386万2,000円とするものです。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するもので、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第102号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ36万9,000円を増額するものであります。

その内容としましては、人事院勧告に準じた給与条例の改正に伴い、職員給与関係経費等を

増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まずですね、一般会計補正予算、13ページ。今回ですね、県議会議員選挙と衆議院議員選挙がダブル選挙になるということですね、全額国・県支出、つまり我が阿見町の財源を使うわけではありませんけれども、1,461万9,000円の補正を組んだわけですね。当初予算では、県議員の選挙の予算がですね、1,522万9,000円計上されておりました。それでね、私がお聞きしたいのは、投票所が増えるわけではない。それから、多分ですよ、開票立会人であるとか開票管理者がですね、2倍に増えるわけではないだろうと思うんですけども、この1,461万9,000円で、その中身もここに書いてあるんですが、同じような中身がですね、県議会議員選挙のときの当初予算にも書いてありましたが、これはどういう関係になりますか。どういうふうにも——投票所が2倍になるとか、あるいは立会人が増えるとか、管理者が増えるとか、こういう要因の形ですか。ポスターの掲示板が増えるのはわかりますよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） はい、お答えします。御質問の趣旨といたしましては、県議会議員のほう予算が多くて、衆議院のほう若干少なくなっている点での相違かなということだと思うんですけども、一番大きい要因なんですけども、今、選挙公営のポスターの掲示板の作成につきましてなんですけども、これについては、緊急性を要するということで、予備費からですね、充用して、これについては先行して契約を行ってございます。それを足しますと、今回の選挙費が1,461万9,000円でございますが、公営ポスターの掲示板については、予備費から充用を154万1,000円してございます。それで、今回の選挙費自体の総合計としましては、1,616万円ということになります。

公営ポスターの掲示板についてなんですけども、11月の21日に衆議院が解散されたということで、今回の選挙は12月2日公示、12月14日に執行ということになるわけなんですけれども、遅くとも公示日前には設置が完了していなければならないということでございます。ポスター掲示板の作成、それから設置、発注に約2週間程度期間を要するということなものですから、これについては緊急特命で発注をさせていただいております。それが154万1,000円の予算を予備費から充用しているということで、若干、この点が大きく違っている部分だと思うんですけ

れども、あと、執行体制については、県議会選挙と同一の内容ということになるかと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。それでね、投票所の数は変わらないと思うんですね。そうすると、そこにですね、管理者と立会人がおましてね、交互でやるかどうか、私わかりませんが、県議会議員選挙でもですね、当然、その管理者と立会人の報酬、ほぼ同じぐらいの金額ですね——立会人はちょっと少ないかな、ちょっと衆議院のほうが多いかな。そうすると、二重になるわけじゃないですか。要するに、県議会議員選挙の投票・開票管理者というのが2人いる。それから、開票立会人も県議会議員選挙もいるし、衆議院議員もいると、こういうことになるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） はい、投票所の体制は、海野議員がおっしゃったとおりになります。経費につきましては、例えば立会人の方ですとか、そういった方について、衆議院選の分で払うと、で、あと県議選の分で払うと、二重に払うわけではございませんので、同じになります。最終的に、経費のほうは同一選挙ということになりますので、国のほうから来る分と県のほうから来る分があるんですが、それは全体の中で、恐らく案分をした形で交付をされるということになるかと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） よくわかりました。後でね、実費請求というのかな、実費払いというのかな、ですから、後でこれがまた補正になるという形なんですね。

それともう1点なんですけれども、前回の阿見町の町長選挙は50%を切ってしまったわけですね。それで非常に投票率が悪くて、その投票率に関しては、非常に、まあ阿見町としては課題があると思うんですね。それで、この選挙啓発についてですね、この1,400万からの予算の中にその部分が入っているのかいないのか、あるいは入っているとすれば、どのような啓発を、今、選管として考えているのか。短期決戦になりますので、県議会議員選挙単独よりはね、はるかに投票率はよくなるだろうと思われませんが、その辺のことについて質問します。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 町の選管としましても、投票率の向上、これは大きな課題というふうに捉えてございます。今回の選挙につきましては、県議選も含めて、実施するかどうかというのが、ちょっと不透明な部分等もございました。緊急に、衆議院が11月21日、急遽解散ということになったわけなんですけど、啓発費につきましては、予算の中でいきますと、消耗品ですね、補正予算書の13ページの11番、需用費の中の消耗品費なんですけど、これが約97万円とってございますが、具体的には、啓発用の横断幕、懸垂幕、それから啓発用のウェットティッシ

ユ、それからポケットティッシュ、それと啓発用の入浴剤ですとか、啓発用のホッカイロとかばんそうこう等を計上をさせていただいてございます。それから、そのほか、広報車につきまして、前回の町長選では回ってなかったんですけども、こちらについてはですね、低投票率地区の中ですね、そういったものを中心にですね、積極的に広報してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私のところにもですね、今回、どの政党に投票したらいいかわからないみたいなね、電話がね、たくさんありました。本当にたくさんありました。それでね、迷っているということがうかがえますので、ぜひともね、啓発をしっかりとやっていただいて、またその予算審議のときにもね、申しあげましたけども、今回は、もうしようがない、これね。突然解散になっちゃったから……。投票率向上のためのね、施策を、しっかりとですね、今回はしっかりとやっていただいて、さらに次のステップを踏んでいただきたいと思います。

続いてね、29ページ、給料及び職員手当の増減額の明細と書いてあります。これはね、わからないので教えてほしいのですけれども、そこに給料、1,095万8,000円の減額になっております。その右側にですね、増減の事由別内訳となりまして、説明の中にですね、その他の増減分として1,526万円のマイナス、支給要件変更による増減と書いてあるんですけども、先ほどね、条例の改定をずっと見てみますと、大体ほとんど、給料を上げるよ、それから手当を上げるよということだったようなのですけれども、この1,526万円、支給要件変更による増減の説明をお願いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 支給要件の変更による増減なんですけど、主にですね、これは年度内に退職者がございまして、その退職者の分、それと、年度途中あるいは年度をまたがって育児休業をとっている職員がございまして、その分を減額すると、約1,500万ちょっとの額ということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、職員手当の下側っていいですかね、それも同じようなことだというふうに理解してよろしいですね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） そうですね。基本的に、全体的には、今回の改正によりまして、平均で0.2%の増ということになります。それから、その他の増減分ということで、例えば共済費ですとか、そういったもので、率の変更等がございました。その率の変更等も含めて、そ

の他の増減ということで計上させていただいてございます。

○5番（海野隆君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第102号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第96号から議案第102号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第102号については、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成26年第3回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時38分閉会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 浅 野 栄 子